

## 埼玉工業大学機関リポジトリ運用指針

### (趣旨)

1. 埼玉工業大学機関リポジトリは、埼玉工業大学（以下「本学」という。）の構成員が作成した学術研究成果情報コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）を収集・整理・保存し、ネットワークを通じて無償で公開することにより、本学の学術研究の発展に及び社会の貢献に寄与する。

2. 本指針は、本学機関リポジトリを円滑に管理・運用していくために定めるものとする。

### (管理及び運用)

3. 本学の機関リポジトリの管理と運用は、図書館が行う。

### (コンテンツ提供者)

4. 本学の機関リポジトリにコンテンツを提供することができる者（以下「提供者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の教員・職員（専任・非常勤を問わない）
- (2) 本学大学院に在籍する学生
- (3) 本学から学位を授与された者
- (4) その他、趣旨に合うものと認められた者

### (提供対象コンテンツ)

5. 前項で定めた提供者による以下のコンテンツを対象とする。

- (1) 学術論文
- (2) 博士学位論文
- (3) 博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨
- (4) 紀要類
- (5) その他、趣旨に合うものと認められたもの

### (コンテンツの提供)

6. 提供者からのコンテンツの提供は無償とする。

### (コンテンツの公開)

7. 図書館は、提供されたコンテンツを、ネットワークを通じて公開する。

(提供者の許諾)

8.提供するコンテンツについては、公開するにあたり、提供者の許諾を要する。提供者は、その公開コンテンツについて、著作権上の複製権及び公衆送信権の権利を許諾する。

9.提供しようとするコンテンツに共著者がいる場合は、あらかじめ提供者が許諾を得るものとする。

(コンテンツの削除)

10.登録済みのコンテンツに対し、提供者からの申し出があった場合、これを認める。

11.提供されたコンテンツが、法令上、または社会通念上問題があると図書・紀要委員会が判断した場合、これを削除できる。

(その他)

12.この指針に記載されていない事項については、必要に応じて、提供者と図書館が別途協議するものとする。

附則

本指針は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。